

コロナウイルス感染拡大防止のために活動を延期または中止せざるを得ない団体の皆様へ

変更連絡

(まずは当財団へお問い合わせください)

活動延期の場合

▶ 新たな実施日が2023年度中

新しい日程を電話でお知らせください

▶ 新たな実施日が2024年度（延期措置）

2023年度に助成が決定した活動について、活動内容の変更なく2024年度に実施延期する場合は、2024年度に助成いたします。
なお、助成額は2023年度決定額が上限となります。

ご提出いただくもの
・活動計画変更届

※2022年度に助成が決定した活動は、2024年度への延期措置はございません。下記「活動中止の場合」の項目を参照ください。

24年度実施する

24年度実施しない

活動中止の場合

費用なし

2023年度に助成が決定した活動

活動内容の変更なく2024年度に実施延期する場合は、延期措置の対象です。
上記「新たな実施日が2024年度」の項目を参照ください。

ご提出いただくもの
・助成辞退届

2022年度から2023年度に延期措置をした活動

2年連続の延期措置は行っておりません。2024年度助成事業の募集時に改めて応募ください（募集期間（予定）：12月中旬～1月末）。

ご提出いただくもの
・助成辞退届

一部費用あり

2023年度に助成が決定した活動 または、
2022年度から2023年度に延期措置をした活動

実施に向けて発生した費用（チラシ印刷代、会場キャンセル料など）について、下記計算方法をもとに費用の一部を助成いたします。

ご提出いただくもの
・助成辞退届
・決算報告書
・領収書コピー
・助成金振込依頼書

《助成額の計算方法》

$$(\text{助成対象費用総額} - \text{他団体の助成等収入}) \times 1/2$$

注1) 助成額は、当初助成決定額が上限となります。
注2) 1円単位まで計算し、小数点以下は切り捨てとなります。

2023年度に助成が決定した活動は、費用の一部助成を受け取らず2024年度への延期措置とすることもできます。

＜本件に関するお問い合わせ＞
ごうぎん文化振興財団事務局
TEL 0852-55-1818・1804

ご提出いただく書式は、すべて当財団ホームページに掲載しております。ダウンロードしてご利用ください。